

2 教保第 1 6 2 - 1 号
令和 2 年 5 月 1 3 日

各 県 立 学 校 長 殿

愛知県教育委員会事務局長

県立学校の教育活動再開に向けた対応について（通知）

臨時休業期間については、令和 2 年 4 月 2 4 日付け 2 教保第 1 1 3 - 1 号及び 5 月 4 日付け 2 教保第 1 5 1 - 1 号により、6 月 1 日（月）に学校を再開することとし、その具体的な取組内容と再開に向けた段階的な対応を通知したところであり、各学校において具体的な取組を進めていただいているところです。

本県が導入した社会活動・経済活動の再開を判断する指標を踏まえ、教育活動再開に向けた段階的な対応を下記のとおり変更し、学校再開準備期間を 5 月 1 8 日（月）からの 1 週間とします。学校の再開は 5 月 2 5 日（月）からとし、学校運営の状況を 1 週間程度確認した上で、通常授業とすることとします。

各学校においては、感染防止対策を徹底し、幼児児童生徒の安全確保に努めるとともに、学校再開に向けた保健管理体制を整えてください。

また、5 月 4 日に通知した各期間における取組内容は、別添を参考として対応を進めてください。

ただし、今後の県内や地域の感染状況を踏まえ、学校再開に向けた段階的な考え方を変更する場合があります。

記

- 1 学校再開準備期間を 5 月 1 8 日（月）から 5 月 2 4 日（日）までとする。
- 2 学校再開を 1 週間前倒して、5 月 2 5 日（月）からとする。
- 3 学校再開後、分散登校・時差登校を基本とする期間を 1 週間程度とし、円滑に学校運営ができることを確認した上で、6 月 1 日（月）から通常授業とする。

担当 保健体育課 振興・保健グループ（山下）
高等学校教育課 教科・定通指導グループ（鶴見）
特別支援教育課 指導グループ（尾野）
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 7 9 3（保健体育課ダイヤルイン）
0 5 2 - 9 5 4 - 6 7 8 7（高等学校教育課ダイヤルイン）
0 5 2 - 9 5 4 - 6 7 9 8（特別支援教育課ダイヤルイン）